

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

同居する90歳の叔母の遺言を どのように書けば…

早いもので、私も今年70歳になりました。子供の時に両親を亡くし、兄弟はいないし、結局結婚もしなかったのも、子供もいません。天涯孤独の身の上ですが、ただ遠縁の叔母とはなぜだかご縁があり、叔母の家で一緒に住むようになって、30年ほどになりました。90歳になる叔母は、昔から私を実の娘のように可愛がってくれました。中年になって子供のいる男性と結婚をしたけれど、子供はもう大人だったので養子縁組はせず、そのうちに夫が亡くなり、今の家が叔母のものになったとのことです。

詳しいことは分からないのですが、腹違いの兄だか弟がいるらしいのですが、付き合いがなく、私も会ったことはありません。互いにただ一人の家族なので、私は叔母をホームに入れず、このまま自宅で看取るつもりでいます。

叔母は、体はともかく頭は明晰な人だったので、だんだん少しずつぼけてきて、物忘れ

をしたり、同じ事を繰り返すようになりました。人が言うには、今のうちに遺言を書いてもらわないと、叔母が亡くなった時、私は家を出ないといけない、急がないとそのうちに完全にぼけてしまい、遺言も書けないと言われます。

でも、私は遺言の書き方も知らないし、どうしたらよいのか途方に暮れています。

戸籍を取ってみないと明確なことは分かりませんが、お聞きした限りでは、叔母さんの相続人は、腹違いのご兄弟だけなのです。もしその方がすでに亡くなっている（年齢からしてその可能性が高いですね）、子供さんがいれば、その子供さんが相続人です（＝代襲相続）。

いずれにしてもご相談者は相続人ではないので、叔母さんが亡くなればその家に住む権利はなくなり、相続人から要求されれば家を出なければならぬし、もし相続人が誰もいなければ、家裁にその旨届け出た相続財産管理人を選任してもらったうえ、故人と特別の縁故があった事実を申し立てて、遺産を全部なり一部なりもらえるようにするという話になります。

でも、「全財産をご相談者に相続させる」旨の遺言を叔母さんに書いてもらえれば、心配はありません。その際、できれば遺産の特定があったほうがよく、家の登記も取っておいたほうがよいです。ただ、自筆証書遺言は形式がきちんと整ってないと

無効なので気をつけなさいといかないし、亡くなった時には家裁で検認という手続きをしてもらう必要があります。その点、公正証書遺言は公証人が作るのので書式の心配はないし検認も不要です。出張費用を出せば家にも来てくれますが、作成の際立会人が2人必要なので、どなたかに頼んで下さい。

お聞きした状況で、実は一番簡単なのは、養子縁組をすることです。子供がいれば、兄弟や甥姪には相続権は一切ないのですから。いえ、ご相談者が未成

年ではないので、裁判所の許可も不要ですよ。婚姻届や協議離婚届と同じく、各自署名押印のうえ役所に届けを出すだけです。届出書には証人2人の署名押印が必要ですが、これはどなたでもよく、実印も不要です。ただできれば、後にもし問題が生じた時のために、お二人の長い関係を分かっている人に書いてもらったほうがよいと思います。

いずれにしても急いだほうがよいですよ。うまくいくように祈っています。

遺言は「全財産をご相談者に相続させる」旨を書くこと。 一番簡単なのは、養子縁組をすることです。

